○法務省告示第八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表株式会社高橋製作所の項を削り、同表に次のように加える。

富士精密株式会社	東京都品川区西五反田八丁目十一番二十一号	工場板金

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社井田工業所	茨城県日立市助川町三丁目十九番十六号	工場板金
株式会社高橋製作所	静岡県浜松市西区桜台一丁目六番一号	金属プレス加工

○法務省告示第八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社マルタツ	茨城県稲敷市下太田四千四百十番地	溶接
有限会社君崎製作所	茨城県かすみがうら市稲吉南三丁目八番四十八号	溶接
岡山イーグル株式会社	岡山県高梁市有漢町有漢四千八百三番の一	鋳造

○法務省告示第八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ファインテック	神奈川県藤沢市湘南台四丁目七番地の二―二千三百五	機械加工

○法務省告示第八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表に次のように加える。

株式会社スウィングベーカリー	千葉県印西市松崎台一丁目一番地十一	パン製造

○法務省告示第八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月七日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社布施産業	千葉県東金市上武射田二千四百四番地	電子機器組立て

○外務省告示第五十四号

平成二十四年二月二十一日にリマで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十四年三月七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ペルー共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とペルー共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十六億千六百万円（七、六一六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ペルー共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ペルー共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・七パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、付表の1に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後八年とし、付表の2に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3(1)　(1)(d)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(2)　借款は、ペルーの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　ペルー共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。